

/ 福祉医療費助成制度 / 「老人」・「障がい」の医療証をお持ちの方は

2018年4月1日から、**3日目以降も**

毎回500円までの支払いが必要に！

(月2日までの上限がなくなります)

また、**調剤薬局でも毎回500円**までの支払いが必要に！

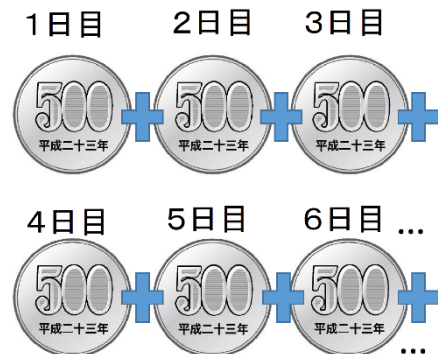
医療機関窓口での支払い

今までは…



4月1日からは…

毎回500円までの負担が必要に！



調剤薬局での支払い

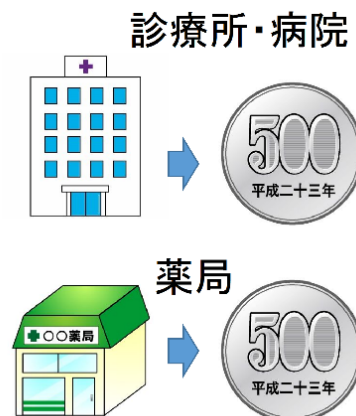
今までは…

薬局は無料でした！



4月1日からは…

薬局でも支払が必要に！



※ 「子ども」、「ひとり親家庭」の医療証をお持ちの方は、
これまで通り変わりありません。

患者負担額が増加しますが、医療機関の収入が増える訳ではありません。

【裏面に続く→】

/ 福祉医療費助成制度 / 「老人」・「障がい」の医療証をお持ちの方は

医療費負担が月 3,000 円を超えた場合は、 手続きをすれば **超過額が返金**されます。

例えば、医療機関と薬局で支払った総額が 6,000 円の場合…



* 月額上限額を超えた場合は、市区町村の窓口で手続きを行うことで超えた額が返金（償還）されます。返金手続きには、医療機関・薬局等で発行される領収書が必要です。大切に保管してください。ひと月ごとでも、数カ月まとめてでも手続きできます。市区町村によっては郵送受付や自動償還を行う場合もあります。

詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口または大阪府へお問い合わせください。

●市町村担当課窓口一覧

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/hukusiiryuu/toiawase.html>

大阪府ホームページ > 福祉・子育て > 福祉基盤整備 > 福祉医療費助成制度に関すること > 福祉医療費助成制度お問い合わせ先



●大阪府福祉部国民健康保険課 福祉医療グループ 電話 06 (6944) 6683

発行



大阪府保険医協会は、府下約 6,100 人の医師が加盟する自主的な団体で、国民・府民のいのちと健康を守り、医療・社会保障制度の発展・改善のために日々活動しています。当会では、制度改悪の検討が発覚した 2016 年秋から、署名や議会要請行動などに取り組み、改悪案の一部を断念させることが出来ました。引き続き、患者負担の軽減と「福祉医療費助成制度」の抜本的な拡充を大阪府・自治体に求める活動に取り組んでいきます。